人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三四―二五

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「若しくは六級地」を「、六級地若しくは七級地」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日の前日においてこの規則による改正前の規則九―三四第二条第一項第三号又は規則九―三四第二条第一項第四号に掲げる官職に該当していた官職であって、施行日においてそれぞれ同号又は同項第五号に掲げる官職に該当することとなったもの（医療職俸給表㈠の適用を受ける職員の官職であるものに限る。）を施行日の前日から引き続き占める職員（同規則第六条（第四項を除く。）及び第七条の規定による初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。）の初任給調整手当の月額は、同規則第六条第一項の規定にかかわらず、当該職員が平成三十年三月三十一日までの間において当該官職を引き続き占める間、同項の規定による額に、人事院の定める額を加算して得た額とする。この場合において、当該加算して得た額は、当該職員が占める官職が同規則第二条第一項第四号に掲げる官職（当該職員が占める官職がこの規則による改正前の規則九―三四第二条第一項第三号に掲げる官職に該当するものであった場合には、規則九―三四第二条第一項第三号に掲げる官職）に該当するものとした場合に同規則第六条第一項の規定により支給されることとなる額を超えることができない。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四二

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百二・五以上百分の百六十五」を「百分の九十三以上百分の百五十」に、「百分の百二十八・五以上百分の二百五」を「百分の百十九以上百分の百九十」に改め、同号ロ中「百分の九十一以上百分の百二・五」を「百分の八十二・五以上百分の九十三」に、「百分の百十四以上百分の百二十八・五」を「百分の百五・五以上百分の百十九」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十九・五」を「百分の七十二」に、「百分の九十九・五」を「百分の九十二」に改め、同項第二号イ中「百分の百十四・五以上百分の百七十七」を「百分の百三以上百分の百六十」に、「百分の百六十三・五以上百分の二百四十」を「百分の百五十以上百分の二百二十一」に改め、同号ロ中「百分の九十四・五以上百分の百十四・五」を「百分の八十五以上百分の百三」に、「百分の百二十六・五以上百分の百六十三・五」を「百分の百十六以上百分の百五十」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十四・五」を「百分の六十七」に、「百分の八十九・五」を「百分の八十二」に改め、同項第三号イ中「百分の百一以上百分の百八十五」を「百分の九十二以上百分の百七十」に、「百分の八十五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の八十七・五」を「百分の八十」に改める。

第十三条の二第一項第一号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十六・五」を「百分の五十三」に改め、同号ロ及びハ中「百分の三十五・五」を「百分の三十三」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（期末手当に関する経過措置）

2　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第七条の規定による俸給を支給される職員に関する規則九―四〇第十五条第二項第一号の規定の適用については、同号中「給与法附則第八項第六号」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第八条第一項の規定により読み替えられた給与法附則第八項第六号」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四〇

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に、同条第二号及び第三号中「百分の十」を「百分の十二」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

（給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の三第二項各号の人事院規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

（平成三十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の四の規定による地域手当の支給割合）

第三条　平成三十年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条第一号中「百分の十六」とあるのは「百分の十五」と、同条第二号及び第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十」とする。

附則第五条を附則第七条とし、附則第四条中「前二条」を「附則第二条から前条まで」に改め、同条を附則第六条とし、同条の前に次の二条を加える。

（給与法第十一条の五の規定による地域手当の支給割合）

第四条　平成二十六年改正法附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の五の人事院規則で定める割合は、百分の十五とする。

（平成三十年十月一日までの間における給与法第十一条の七の規定による地域手当に関する経過措置）

第五条　平成三十年十月一日までの間における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合（同項の異動等前の支給割合に係る人事院規則で定める場合にあっては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であって、同日から六箇月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合」と、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第一号に掲げる場合」と、「第三号において」とあるのは「以下この項において」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合）」と、同項第二号及び第三号中「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合）」とする。